

土地改良区の体制強化に必要な施策の推進を求める意見書

土地改良区は、農地の所有者と経営の分離が進む中、一筆一資格者制度などの現行制度の下では、事業運営を十分に行えない状況にあることから、農業者の高齢化等による組合員の減少に対応した組合員資格の拡大や業務運営の適正化など、現行制度の見直しが求められている。

よって、国においては、現在進められている「農業競争力強化プログラム」を踏まえ、土地改良区の体制強化を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 組合員のうち農地所有者の占める割合が高い土地改良区の現状を踏まえ、所有者から耕作者への組合員の資格交替を促進すること。
- 2 複雑な組合員の資格交替手続きを見直し、資格交代の円滑化を図ること。
- 3 一筆一資格者制度を見直し、現行制度下では組合員になれない耕作者や所有者が、土地改良区の構成員として参加できる柔軟な制度を創設すること。
- 4 土地改良区の運営全般に耕作者の意向を反映させるため、現行の理事要件を見直すなど、より多くの耕作者が土地改良区の運営に参画できるような仕組みを構築すること。
- 5 組合員全員参加の総会に加え、総代会を設置しやすくなるよう、総代会の設置要件、総代選挙及び議決権の行使方法などを見直すこと。
- 6 組合員に均等に配分することが慣例化している農業用水を各土地改良区の水需要の実態に応じて配分するルールの設定や、多面的機能支払の活動組織など農地周りの水路等の維持管理に取り組んでいる地域の活動組織が土地改良施設の維持管理に参加できるようにするなど、柔軟で持続的な土地改良事業実施の仕組みづくりに取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
農 林 水 産 大 臣
宛 て

福島県議会議長 吉 田 栄 光